

○中央区議会政務活動費の交付に関する規則

平成十三年三月三十日

規則第四号

改正 平成一九年四月二七日規則第三四号

平成二五年二月二八日規則第一号

中央区議会政務活動費の交付に関する規則

(題名改正〔平成二五年規則一号〕)

(趣旨)

第一条 この規則は、中央区議会政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三月中央区条例第一号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成一九年規則三四号・二五年一号〕)

(交付申請)

第二条 当該年度分の政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、区長に対し、中央区議会議長（以下「議長」という。）を経由して別記第一号様式による交付申請書を提出しなければならない。年度の途中において新たに会派を結成した場合も同様とする。

2 当該年度分の政務活動費の交付を受けようとする中央区議会議員（以下「議員」という。）は、区長に対し、議長を経由して別記第一号の二様式による交付申請書を提出しなければならない。年度の途中において新たに議員となった場合及び政務活動費の交付を受けていた会派から脱会した場合も同様とする。

(一部改正〔平成一九年規則三四号・二五年一号〕)

(交付決定)

第三条 区長は、前条各項の規定による申請があったときは、交付すべき額を決定し、別記第二号様式による決定通知書により当該会派の代表者又は当該議員に通知する。

(一部改正〔平成一九年規則三四号〕)

(変更届)

第四条 会派の代表者は、第二条第一項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、区長に対し、議長を経由して別記第三号様式による変更届を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が、政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、当該議員は、区長に対し、議長を経由して別記第三号の二様式による変更届を提出しなければならない。

3 区長は、前二項の変更届（第一項の変更届にあつては、当該会派の所属議員数の変更を伴うものである場合に限る。）が提出されたときは、前条に規定する交付決定額を変更し、別記第四号様式による変更決定通知書により当該会派の代表者又は当該議員に通知する。

（一部改正〔平成一九年規則三四号・二五年一号〕）

（解散届）

第五条 会派を解散したときは、当該会派の代表者であつた者は、区長に対し、議長を經由して別記第五号様式による会派解散届を提出しなければならない。

（一部改正〔平成一九年規則三四号〕）

（返還額の通知）

第六条 区長は、第四条第一項若しくは第二項の変更届若しくは前条の会派解散届が提出された場合又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合において、既に交付した政務活動費について返還させる必要があるときは、当該会派の代表者（会派の代表者であつた者を含む。）又は当該議員（議員であつた者を含む。）に別記第六号様式による返還額通知書により通知する。

（追加〔平成一九年規則三四号〕、一部改正〔平成二五年規則一号〕）

（交付請求）

第七条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、四月から九月まで及び十月から翌年の三月までの各半期の最初の月又は交付決定（第四条第三項の規定による交付決定額の変更決定を含む。）を受けたときに、区長に対し、議長を經由して別記第七号様式又は第七号の二様式による交付請求書を提出するものとする。

2 一半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分について交付請求書を提出し、任期満了日の属する月の翌月に当該半期の残りの月の月数分について交付請求書を提出するものとする。

（一部改正〔平成一九年規則三四号・二五年一号〕）

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月二七日規則第三四号）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成二五年二月二八日規則第一号）

1 この規則は、平成二十五年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の中央区議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、施行日以後に交付する政務活動費について適用し、施行日前にこの規則による改正前の中央区議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付した政務調査費については、なお、従前の例による。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(宛先)中央区長  
(中央区議会議長経由)

会 派 名  
代表者氏名



政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 氏 名
- 4 経 理 責 任 者 氏 名
- 5 所 属 議 員 数 人( 月1日現在)
- 6 所 属 議 員 氏 名 別添名簿のとおり
- 7 交 付 申 請 額 ( 年度分) \_\_\_\_\_円

第1号の2様式(第2条関係)

年 月 日

(宛先) 中央区長  
(中央区議会議長経由)

氏 名 ⑩

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

1 氏 名

2 交付申請額( 年度分) \_\_\_\_\_ 円

第2号様式(第3条関係)

第 号  
年 月 日

会派代表者  
議 員 様

中央区長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、通知します。

記

年度政務活動費交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
( \_\_\_\_\_ 人 × \_\_\_\_\_ 円 × 12月)

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)中央区長  
(中央区議会議長経由)

会 派 名  
代表者氏名 ㊟

政務活動費交付申請事項変更届

下記のとおり変更を届け出ます。

記

異動内容

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 氏 名			年 月 日
経 理 責 任 者 氏 名			年 月 日
所 属 議 員 数	人	人	年 月 日
異動のあった所属 議 員 氏 名			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
交 付 申 請 額 ( 年度分)	円	円	/

第3号の2様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 中央区長  
(中央区議会議長経由)

氏 名 ⑩

政務活動費交付申請事項変更届

下記のとおり会派に所属しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏 名
- 2 所属会派名
- 3 異動年月日

第4号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

会派代表者  
議 員 様

中央区長

印

政務活動費変更決定通知書

年 月 日付で届出のあった変更事項により下記のとおり決定したので、通知します。

記

変更前の政務活動費交付決定額 \_\_\_\_\_円  
変更後の政務活動費交付決定額 \_\_\_\_\_円

なお、上記の変更に伴い、次のとおり政務活動費を  
追加して交付します。  
返還してください。

既 交 付 額 \_\_\_\_\_円  
( 人× 円× 月)  
追 加 交 付 額 \_\_\_\_\_円  
( 人× 円× 月)  
返 還 請 求 額 \_\_\_\_\_円  
( 人× 円× 月)

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先)中央区長  
(中央区議会議長経由)

会 派 名  
代表者氏名

㊟

会 派 解 散 届

下記のとおり会派の解散を届け出ます。

記

1 会 派 の 名 称

2 会派解散年月日

第 年 月 日 号

会派代表者  
議員 様

中央区長



政務活動費返還額通知書

届出のあった所属議員数の異動  
届出のあった会派への所属  
届出のあった会派の解散  
議員でなくなったこと  
に伴い、既に交付  
した政務活動費について下記のとおり返還の必要がありますので、通知します。

記

既に交付した政務活動費 ( \_\_\_\_\_ 円  
人× 円× 月)

返 還 請 求 額 ( \_\_\_\_\_ 円  
人× 円× 月)

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)中央区長  
(中央区議会議長経由)

会 派 名  
代表者氏名

㊦

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請 求 金 額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分まで

2 \_\_\_\_\_ 月1日における所属議員数

\_\_\_\_\_ 人

第7号の2様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 中央区長  
(中央区議会議長経由)

氏 名 ㊟

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

下記のとおり政務活動費を請求します。

記

請 求 金 額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 月分から \_\_\_\_\_ 年 月分まで

別記第1号様式（第2条関係）

（一部改正〔平成19年規則34号・25年1号〕）

第1号の2様式（第2条関係）

（追加〔平成19年規則34号〕、一部改正〔平成25年規則1号〕）

第2号様式（第3条関係）

（一部改正〔平成19年規則34号・25年1号〕）

第3号様式（第4条関係）

（一部改正〔平成19年規則34号・25年1号〕）

第3号の2様式（第4条関係）

（追加〔平成19年規則34号〕、一部改正〔平成25年規則1号〕）

第4号様式（第4条関係）

（一部改正〔平成19年規則34号・25年1号〕）

第5号様式（第5条関係）

（一部改正〔平成19年規則34号・25年1号〕）

第6号様式（第6条関係）

（一部改正〔平成19年規則34号・25年1号〕）

第7号様式（第7条関係）

（一部改正〔平成19年規則34号・25年1号〕）

第7号の2様式（第7条関係）

（追加〔平成19年規則34号〕、一部改正〔平成25年規則1号〕）